

奈良労働局発表  
平成28年1月25日

報道機関 各位

【照会先】  
職業安定部職業安定課  
課長 内海 敬三  
課長補佐 弓場 祥光  
電話 0742-32-0208 (内線 362)

## 「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の実施について

雇用情勢が着実に改善する中、奈良労働局（局長 吉野 彰一）は、不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換や、未内定学生や進路未決定学生をはじめとする若者の正社員就職の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、平成28年3月末まで「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」を実施します。

### 1 奈良県の不本意非正規雇用や未内定学生等の現状

- (1) 奈良県の非正規雇用の比率は**39.7% (全国平均38.2%)**で全国で7番目に高い比率となっています。近畿では、京都、大阪に次ぐ3番目となっています。→別表1  
なお、働く機会がなく、非正規雇用で働いている者（不本意非正規）の割合は、非正規雇用労働者全体の18.1%（全国）となっています。
- (2) 平成27年11月の奈良県の有効求人倍率は、1.03倍と高水準で推移する中、正社員有効求人倍率は**0.74倍 (全国0.82倍、近畿0.78倍)**となっており、正社員求人が不足しています。→別表2
- (3) 平成27年度大学卒業予定者の就職内定率（平成27年11月末現在）は、**65.7% (60.8%)**  
平成27年度高校卒業予定者の就職内定率（平成27年11月末現在）は、**80.7% (77.6%)**  
→別表3

### 2 奈良労働局における取組

#### (1) 機運の醸成

- ① 若者雇用促進法に基づく中小企業に対するユースエール認定(※)取得をPRし、若者の良質な雇用の確保

(※) ユースエール認定とは、中小企業のみを対象として、若者雇用促進法に基づく12の認定基準をすべて満たした場合に認定され、①ハローワークでの重点的PRの実施 ②認定企業限定の就職面接会等への参加 ③自社商品、広告に認定マークの使用が可能 ④若者の採用・育成を支援する関係助成金が加算されるなどの支援を受けることができ、中小企業のイメージアップや優秀な人材の確保が期待されます。

- ② 地元就職実現のための高校と連携した就職支援の実施。
- ③ 若者雇用促進法に基づく職場情報提供制度及びハローワークにおける求人不受理制度の周知。

- ④ 自治体、労働局、ハローワーク、経済団体等が連携し、正社員求人の確保。

(2) 大学等との連携による学卒正社員化に向けた取組

- ① 未内定者や進路未決定者に対する新卒応援ハローワーク等の利用勧奨の徹底。
- ② 未内定者や進路未決定者を対象とした合同就職面接会の開催。
- ③ 正社員就職にかかる情報を届けるための出張相談の実施。
- ④ 出張相談等を活用した地方就職の魅力やフリーターを取り巻く状況の周知。

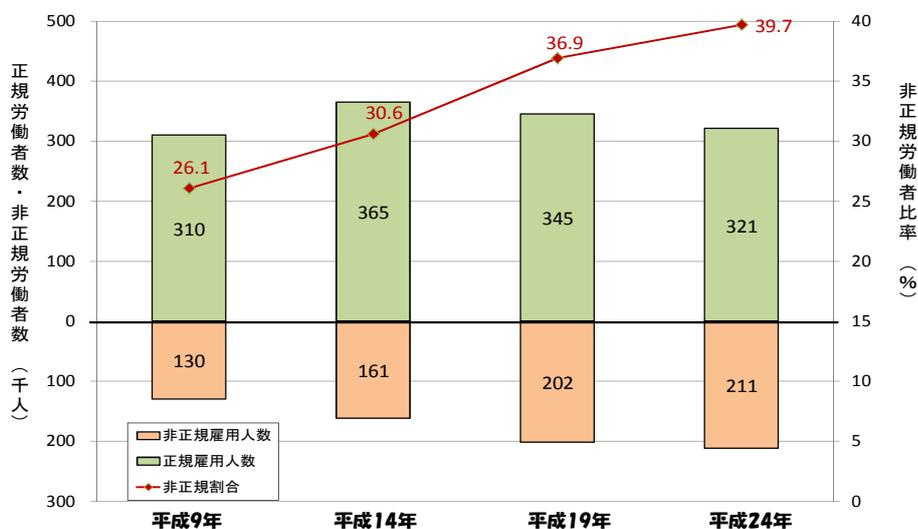
(3) 正社員転換・待遇改善に向けた取組

- ① 「キャリアアップ助成金」の活用促進
- ② 「トライアル雇用奨励金」によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現
- ③ フリーター等に対する就職支援機関の周知強化、各種セミナーや担当者制によるきめ細かな職業相談・紹介等の活用促進。

(4) 一億総活躍社会の実現に向けた取組

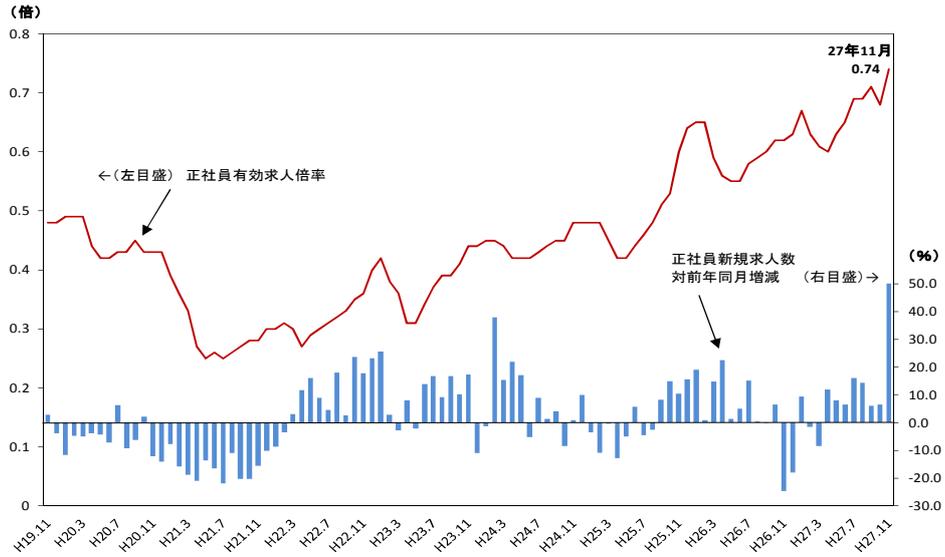
- ① キャリアアップ助成金について、有期雇用から無期・正規雇用への転換に係る助成の拡充等による更なる活用促進。
- ② 3年以内既卒者や中退者を対象とした助成金制度の活用による新規学卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着の促進。
- ③ 地域若者サポートステーションと学校やハローワーク等の関係機関との連携強化。

別表1 【奈良県内の正規労働者・非正規労働者の推移】

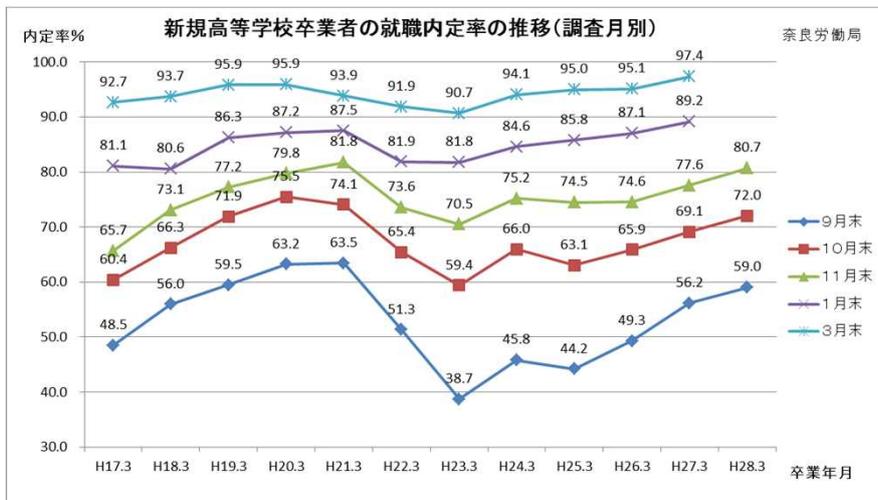
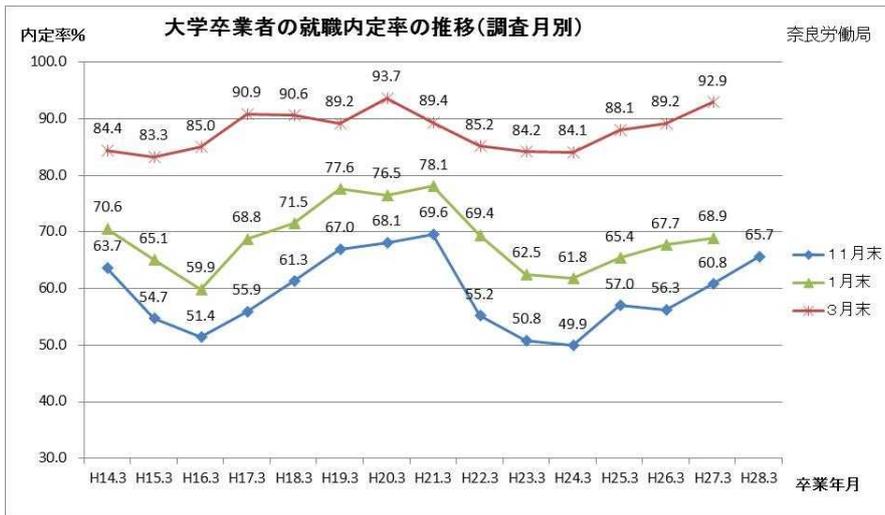


「就業構造基本調査」(総務省統計局)

別表2 【奈良県内の正社員求人倍率・新規正社員求人数の推移】



別表3 【大学卒業者、新規高等学校卒業者の就職内定率の推移】



# 「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン（28年1月～3月）」の主な取組み

奈良県正社員転換・待遇改善実現本部

## 機運の醸成

- 若者雇用促進法に基づく中小企業に対するユースエール認定取得をPRし、若者の良質な雇用の確保。
- 地元就職実現のための高校と連携した就職支援の実施。
- 若者雇用促進法に基づく職場情報提供制度及びハローワークにおける求人不受理制度の周知。
- 自治体、労働局、ハローワーク、経済団体等が連携し、正社員求人確保。

## 大学等との連携による学卒正社員化に向けた取組

- 未内定者や進路未決定者に対する新卒応援ハローワーク等の利用勧奨の徹底。
- 未内定者や進路未決定者を対象とした合同就職面接会の開催。
- 正社員就職にかかる情報を届けるための出張相談の実施。
- 出張相談等を活用した地方就職の魅力やフリーターを取り巻く状況の周知。



## 正社員転換・待遇改善に向けた取組

- 「キャリアアップ助成金」の活用促進
  - ・非正規雇用から正規雇用、人材育成、処遇改善等に取り組む事業主を助成。
  - (例) 正規雇用転換の場合、一人あたり50万円(40万円\*)
  - 派遣先で派遣労働者を正規雇用した場合、一人あたり80万円(70万円\*)支給。
  - \*は大規模企業の場合の支給額
- 「トライアル雇用奨励金」によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現
  - ・3か月の試行雇用の後、常用雇用への移行を目指す。試行期間中一人あたり月額4万円支給。
- フリーター等に対する就職支援機関の周知強化、各種セミナーや担当者制によるきめ細かな職業相談・紹介等の活用促進。

## 一億総活躍社会の実現に向けた取組

- キャリアアップ助成金について、有期雇用から無期・正規雇用への転換に係る助成の拡充等による更なる活用促進。
- 3年以内既卒者や中退者を対象とした助成金制度の活用による新規学卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着の促進。
- 地域若者サポートステーションと学校やハローワーク等の関係機関との連携強化。

# 正社員や多様な正社員への転換等の支援を拡充 ～キャリアアップ助成金の拡充～【平成28年2月10日（予定）改正分】

※（ ）内は中小企業以外の額です。

## 1. 正規雇用等転換コース

### ○ 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合

- ①有期→正規 **1人当たり 60万円（45万円）** [改正前 50万円（40万円）]
- ②有期→無期 **1人当たり 30万円（22.5万円）** [改正前 20万円（15万円）]
- ③無期→正規 **1人当たり 30万円（22.5万円）** [改正前 30万円（25万円）]

## 2. 多様な正社員コース

### ○ 有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用等した場合

- ①有期→多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）  
**1人当たり 40万円（30万円）** [改正前 30万円（25万円）]
- ②無期→多様な正社員  
**1人当たり 10万円（7.5万円）** [改正前 30万円（25万円）]
- ③多様な正社員→正規 **1人当たり 20万円（15万円）** **新規**

（注）正規→短時間正社員の助成対象となった者を除きます。

※ ①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合

**1事業所当たり10万円（7.5万円）加算**

**加算措置に変更**

※ 正規雇用等転換コース、多様な正社員コースでは、対象者が派遣労働者の場合や母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合等に加算措置があります。

## 3. 人材育成コース

### ○ 有期実習型訓練終了後、対象者全員を正規雇用労働者等に転換した場合

OFF-JTにかかる経費助成の上限額 ※実費を限度

- 100h未満 **1人当たり 15万円（10万円）** [改正前 10万円（7万円）]
- 100h以上200h未満 **1人当たり 30万円（20万円）** [改正前 20万円（15万円）]
- 200h以上 **1人当たり 50万円（30万円）** [改正前 30万円（20万円）]

## ご注意

▶ 1、2のコースは転換等の日、3は訓練計画届提出の日が平成28年2月10日（予定）以降となる場合に改正後の支給額が適用されます。

▶ ただし、改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合（注）は、平成28年3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます。

（注）「大企業における無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換」、「無期雇用労働者から多様な正社員への転換」等

▶ その他詳しくは、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

※ **事前にキャリアアップ計画の提出が必要**です。

※ すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が活用する場合は、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要になる場合があります。

※ キャリアアップ助成金のコース一覧は裏面をご参照下さい。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※ 非正規雇用労働者のキャリアアップ支援に参考となる好事例等をご紹介します。

「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」 <http://www.tayou-jinkatsu.jp/>



# キャリアアップ助成金のコース一覧【平成28年2月10日（予定）改正後】

助成内容		助成額 ( ) は中小企業以外の額
<b>1 正規雇用等 転換コース</b>	有期契約労働者等を ・ <b>正規雇用等に転換</b> または ・ <b>直接雇用</b> した場合	①有期→正規：1人当たり <b>60万円（45万円）</b> ②有期→無期：1人当たり <b>30万円（22.5万円）</b> ③無期→正規：1人当たり <b>30万円（22.5万円）</b> ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、 1人当たり30万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①10万円、②③5万円加算
<b>2 多様な正社員コース</b>	有期契約労働者等を ・ <b>多様な正社員に転換または 直接雇用等</b> 正規雇用労働者を ・ <b>短時間正社員に転換または 短時間正社員を新たに雇入れ</b>	①有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり <b>40万円（30万円）</b> ②無期→多様な正社員 ：1人当たり <b>10万円（7.5万円）</b> ③多様な正社員→正規 ：1人当たり <b>20万円（15万円）</b> ④正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ ：1人当たり <b>20万円（15万円）</b> ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、 1人当たり15万円加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①～③5万円加算、④10万円加算 ※①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 1事業所当たり10万円（7.5万円）加算
<b>3 人材育成 コース</b>	有期契約労働者等に ・ <b>一般職業訓練</b> （Off-JT） ・ <b>有期実習型訓練</b> （「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT） ・ <b>中長期的キャリア形成訓練</b> （専門的・実践的な教育訓練）（Off-JT） ・ <b>育児休業中訓練</b> （Off-JT） を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり <b>800円（500円）</b> 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 （育児休業中訓練は訓練経費助成のみ） 最大 <b>30万円（20万円）</b> 中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練後に正規 雇用等に転換された場合 最大 <b>50万円（30万円）</b> ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり <b>800円（700円）</b>
<b>4 処遇改善 コース</b>	すべてまたは一部の有期契約労働者等の <b>基本給の賃金テーブルを改定し、 2%以上増額</b> させた場合	①すべての賃金テーブル改定 ：1人当たり <b>3万円（2万円）</b> ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 ：1人当たり <b>1.5万円（1万円）</b> ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり 20万円（15万円）加算
<b>5 健康管理 コース</b>	有期契約労働者等を対象とする <b>「法定外健康診断制度」</b> を 新たに規定し、 <b>4人以上実施</b> した場合	1事業所当たり <b>40万円（30万円）</b>
<b>6 短時間労働者の 週所定労働 時間延長コース</b>	有期契約労働者等の <b>週所定労働時間を25時間未満 から30時間以上に延長</b> した場合	1人当たり <b>10万円（7.5万円）</b>

◆改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合は、平成28年3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

奈良ならではの、企業合同説明会。

# NARA ジョブ フェア

2016. **2.15** MON  
13:00~18:00  
【受付開始 12:30~】

参加企業

**50**社  
(予定)

社員想いのいい企業 鹿の数ほど 奈良にあり!

場所

**ホテル日航奈良 4階「飛天」**

〒630-8122 奈良県奈良市三条本町8-1

対象

- ・2016年3月に大学(院)、短大、高等専門学校、専修学校の卒業予定者
- ・概ね40歳未満の若年求職者
- ・転職、復職を希望する女性(女性活躍推進企業に興味のある方)

**参加予約受付中!** Webで予約してね!

OSAKAジョブフェア



社員に優しい  
会社が集まるらしい!

待遇  
手当  
環境



実施団体:奈良県中小企業団体中央会、一般社団法人奈良経済産業協会、一般社団法人大阪労働協会  
主催事業:奈良県と奈良労働局との一体的実施事業、若年者地域連携事業、地域中小企業・小規模事業者人材確保等定額支援事業、地域中小企業・小規模事業者Uターン人材確保等定額支援事業  
事務:奈良県中小企業団体中央会

【お問合せ】奈良県中小企業団体中央会 電話:0742-22-3200 FAX:0742-26-0125

このチラシは、平成26年度矯正事業「地域中小企業・小規模事業者人材確保支援事業」及び平成27年度予算「地域中小企業・小規模事業者Uターン人材確保支援事業」の補助を受けて作成しました。

奈良ならではの、業界研究会。

# NARA ジョブ フェア

2016.2.15(木)  
15:00~18:00  
【受付開始 14:30~】

参加企業

50社  
(予定)

社員想いのいい企業 鹿の数ほど 奈良にあり!

場所

## ホテル日航奈良 4階「飛天」

〒630-8122 奈良県奈良市三条本町8-1

対象

- ・2017年3月に大学(院)、短大、高等専門学校、専修学校の卒業予定者
- ・2016年3月に大学(院)、短大、高等専門学校、専修学校の卒業予定者
- ・概ね40歳未満の若年求職者

**参加予約受付中!** Webで予約してね!

OSAKAジョブフェア



社員に優しい  
会社が集まるらしい...

待遇  
手当  
環境



実施団体：奈良県中小企業団体中央会、一般社団法人奈良経済産業協会、一般財団法人大和労働協会  
主催事業：奈良県と奈良労働局との一体的実施事業、若年者地域連携事業、地域中小企業・小規模事業者人材確保等定額支援事業、地域中小企業・小規模事業者Uターン人材確保等定額支援事業  
事務局：奈良県中小企業団体中央会

【お問合せ】奈良県中小企業団体中央会 電話：0742-22-3200 FAX：0742-26-0125

このチラシは、平成26年度補正予算「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」及び平成27年度予算「地域中小企業・小規模事業者Uターン人材確保等支援事業」の補助を受けて作成しました。